

船橋市防災MCA無線携帯型無線機運用要領

(目的)

第1条 この要領は、船橋市防災MCA無線管理運用規程で定める防災MCA無線のうち、携帯型無線機（携帯による使用方法を主とする無線設備をいう。以下同じ。）の運用等に関し、船橋市防災MCA無線管理運用要綱に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(配備)

第2条 携帯型無線機の配備は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 災害対策本部員等
- (2) 配備が必要と認められる市施設・防災関係機関等
- (3) 前各号により配備した携帯型無線機以外の携帯型無線機は、防災主管課に備える。

(保守点検等の費用負担)

第3条 次に掲げる費用は、市の負担とする。

- (1) 保守点検に要する費用（充電池を含む。）
- (2) 修理に要する費用
- (3) その他、費用の負担が相当とするもの

(通信の維持等)

第4条 第2条の規定により携帯型無線機の配備を受けた者、市施設・防災関係機関等（以下、「携帯型無線機設置者」という。）は、常に通信可能な状態を保つよう努めるものとする。

- 2 携帯型無線機の動作に要する電力料金は、携帯型無線機設置者において負担するものとする。

(携帯型無線機の返還等)

第5条 携帯型無線機設置者は、携帯型無線機を配備する必要がなくなったときは、速やかに市（防災主管課）に返還する。

- 2 災害対策本部員等は、大規模災害により非常参集する場合は、携帯型無線機を携行し、参集するものとする。

附 則

この要領は、平成22年2月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。